

令和3年3月11日

小美玉市耐震改修促進計画の一部改正について

令和3年度より、小美玉市危険ブロック塀等撤去支援事業を実施するにあたり、小美玉市耐震改修促進計画第6章第5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項の内容を次のとおり改正する。※改正（追記）部分は下線部

(1) ブロック塀等の倒壊防止対策  
地震時のブロック塀等の倒壊により、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を塞いで避難や救護活動の障害になるなどの危険性が指摘されています。

・避難路（小美玉市教育委員会若しくは各学校が指定した通学路または小美玉市地域防災計画で指定する緊急輸送道路）を通行するものに危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造若しくは補強コンクリートブロック造の塀の撤去について支援を行います。

・ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物の所有者に周知すること、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、広報による啓発活動を進めます。